



監 査 結 果 報 告 書

宝 監 第 1 3 0 号

令和4年(2022年)12月21日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男

同 小 川 克 弘

同 梶 川 みさお

令和4年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

宝塚都市環境サービス株式会社

公益社団法人宝塚市シルバー人材センター

社会福祉法人宝塚さざんか福祉会

特定非営利活動法人あ・ぷり

特定非営利活動法人アズイット

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

宝塚都市環境サービス株式会社

第1 監査の種類

出資団体監査

第2 監査の対象

主に令和3年度における宝塚都市環境サービス株式会社（以下「都市環境サービス」という。）に対する市の出資金に係る出納その他の事務の執行

資本金の額 30,000,000 円

市の出資額 30,000,000 円

出資比率 100.0%

第3 監査の期間

事務局監査 令和4年10月 3日から令和4年11月28日まで

監査委員監査 令和4年11月28日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、都市環境サービスが設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経理処理は適切かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査の結果

都市環境サービスは、設立目的に沿って運営され、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 今後の経営状況における課題について

前回（平成30年度）の財政援助団体等監査での意見「今後の事業展開について」に対する取組状況について確認したところ、令和3年9月開催の第26期第3回臨時取締役会の協議第2号「宝塚都市環境サービス株式会社の将来性等について」において一度協議がされ、課題は認識されているものの、具体的な検討は進んでいませんでした。

都市環境サービスでは、令和4年度収支をベースに現状の2班体制を維持することを前提に、令和5年度末に再雇用職員2人が退職になることから、新規採用に伴う人件費の増加、クリーンセンター建て替えによる事務所移転経費の増加等を想定して、令和4年度から令和13年度までの10年間の経営状況を予測しています。この経営予測は、退職補充の人数が2人又は1人の場合に分けて作成されており、2人採用の場合は令和6年度以降経常利益が赤字、1人採用の場合は令和9年度以降経常利益が赤字になることが見込まれています。

所管課からは、「人件費の増加による都市環境サービスの収益性の悪化は懸念している。また、将来においては、くみ取り件数が減少し事業を継続できない状況が訪れることが十分に予想されることから、市としてし尿収集業務をどのように継続するのか検討する必要がある。検討するに当たっては、近隣市との広域化、同業他社との合併や事業譲渡、更に市の直営も視野に入れる必要があると考えている。」旨の説明を受けました。

以前から想定されていた、くみ取り件数の減少、退職補充による人件費の増加だけでなく、クリーンセンター建て替えによる事務所移転経費の増加等、都市環境サービスをとり巻く環境が変化しており、課題もより深刻になっていると考えます。

令和3年度の繰越利益剰余金は5,400万円ですが、経営予測を考慮すると、そう遠くない将来に繰越利益剰余金が枯渇するおそれがあります。早期に会社の方向性を決定し、具体的な課題整理に取り組んでください。

第7 都市環境サービスの事業概要

1 目的

都市環境サービスは、公共下水道の普及に伴い、下水道の補完業務としてし尿くみ取り及び浄化槽業務の最終体制を確保し、し尿収集業務等に対する市民の要請に応えることを目的に設立され、し尿収集運搬業務、浄化槽管理業務及び環境関係業務を中心に次の事業を行っています。

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬業務
- (2) 浄化槽維持管理及び清掃業務
- (3) 害虫駆除業務
- (4) 土地の受託管理及び清掃業務
- (5) 公衆便所、道路、公園等の公共施設及び仮設便所の受託管理・清掃業務
- (6) 日用雑貨の販売業務
- (7) 仮設便所及び衛生用品のレンタル業務
- (8) 自転車、家具、道具等の古物再生販売及び受託販売業務
- (9) 前各号に附帯する一切の業務

2 組織

都市環境サービスは、代表取締役社長1人、専務取締役1人、取締役4人、監査役2人、事務社員1人、技能社員5人で構成されています。

(令和4年3月31日現在)

3 経営状況

第23期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)から第26期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)までの比較損益計算書及び比較貸借対照表は、次表のとおりです。

宝塚都市環境サービス株式会社 比較損益計算書

(単位 円、%)

	(自)平成30年4月1日 (至)平成31年3月31日 決算額	(自)平成31年4月1日 (至)令和2年3月31日 決算額	(自)令和2年4月1日 (至)令和3年3月31日 決算額(A)	(自)令和3年4月1日 (至)令和4年3月31日 決算額(B)	対前年度末増減	
					(B-A)	(B/A)
営業収益(1)	51,327,661	53,657,378	52,227,157	52,069,593	△157,564	99.7
し尿汲取委託料	34,254,630	34,400,400	32,774,500	32,774,500	0	100.0
し尿臨時汲取料	8,141,472	6,868,344	6,148,120	7,665,240	1,517,120	124.7
浄化槽事業収益	5,084,319	8,048,367	6,183,947	7,214,273	1,030,326	116.7
受託事業収益	1,403,460	1,053,057	1,320,000	1,347,280	27,280	102.1
その他営業収益	2,443,780	3,287,210	5,800,590	3,068,300	△2,732,290	52.9
営業費用(2)	45,966,814	48,524,699	48,914,916	48,627,618	△287,298	99.4
一般管理費	17,829,139	17,655,258	17,524,092	18,811,630	1,287,538	107.3
事業費用	28,137,675	30,869,441	31,390,824	29,815,988	△1,574,836	95.0
営業利益(1)-(2)=(3)	5,360,847	5,132,679	3,312,241	3,441,975	129,734	103.9
営業外収益(4)	1,523,174	1,637,064	1,883,793	1,858,257	△25,536	98.6
受取利息	5,154	3,152	603	199	△404	33.0
貸倒引当金戻入		24,912	30,828	38,058	7,230	123.5
賞与引当金戻入	1,518,020	1,609,000	1,851,000	1,820,000	△31,000	98.3
雑収入	0	0	1,362	0	△1,362	皆減
営業外費用(5)	0	0	0	0	0	—
経常利益(3)+(4)-(5)=(6)	6,884,021	6,769,743	5,196,034	5,300,232	104,198	102.0
特別利益(7)	28,274	0	0	0	0	—
貸倒引当金戻入	28,274					
税引前当期純利益(6)+(7)=(8)	6,912,295	6,769,743	5,196,034	5,300,232	104,198	102.0
法人税等充当額(9)	1,714,884	1,791,577	1,294,592	1,411,830	117,238	109.1
当期純利益(8)-(9)=(10)	5,197,411	4,978,166	3,901,442	3,888,402	△13,040	99.7

宝塚都市環境サービス株式会社 比較貸借対照表

(単位 円、%)

科目		平成31年3月31日 現在	令和2年3月31日 現在	令和3年3月31日 現在 (A)	令和4年3月31日 現在 (B)	対前年度末増減	
						(B-A)	(B/A)
資産の部	流動資産	75,228,468	81,398,734	85,787,433	88,839,447	3,052,014	103.6
	現金及び預金	70,789,034	75,973,408	79,169,175	83,861,785	4,692,610	105.9
	受託事業未収金	4,152,000	5,138,112	6,343,274	4,692,776	△1,650,498	74.0
	立替金	1,256	0	0	0	0	—
	前払費用	311,090	318,042	313,042	313,042	0	100.0
	貸倒引当金	△24,912	△30,828	△38,058	△28,156	9,902	74.0
	固定資産	324,624	288,253	251,882	215,511	△36,371	85.6
	有形固定資産	324,624	288,253	251,882	215,511	△36,371	85.6
	建物附属設備	324,624	288,253	251,882	215,511	△36,371	85.6
資産の部 計		75,553,092	81,686,987	86,039,315	89,054,958	3,015,643	103.5
負債の部	流動負債	4,319,941	5,475,670	5,926,556	5,053,797	△872,759	85.3
	未払金	791,243	1,136,394	2,225,897	894,406	△1,331,491	40.2
	預り金	559,698	303,476	259,959	290,691	30,732	111.8
	未払法人税等	488,700	934,400	428,800	764,900	336,100	178.4
	未払消費税	871,300	1,250,400	1,191,900	1,180,800	△11,100	99.1
	賞与引当金	1,609,000	1,851,000	1,820,000	1,923,000	103,000	105.7
負債の部 計		4,319,941	5,475,670	5,926,556	5,053,797	△872,759	85.3
純資産の部	株主資本	71,233,151	76,211,317	80,112,759	84,001,161	3,888,402	104.9
	払込資本金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	0	100.0
	利益剰余金	41,233,151	46,211,317	50,112,759	54,001,161	3,888,402	107.8
	繰越利益剰余金	41,233,151	46,211,317	50,112,759	54,001,161	3,888,402	107.8
	(うち当期純利益)	(5,197,411)	(4,978,166)	(3,901,442)	(3,888,402)	△13,040	99.7
純資産の部 計		71,233,151	76,211,317	80,112,759	84,001,161	3,888,402	104.9
負債・純資産の部 計		75,553,092	81,686,987	86,039,315	89,054,958	3,015,643	103.5

公益社団法人宝塚市シルバー人材センター

第 1 監査等の種類

財政援助団体監査

第 2 監査等の対象

主に令和 3 年度における宝塚市シルバー人材センター（以下「センター」という。）
に対する市の補助金に係る出納その他の事務の執行

高年齢者就業機会確保事業等補助金	21,463,000 円
------------------	--------------

第 3 監査等の期間

事務局監査 令和 4 年 1 0 月 3 日から令和 4 年 1 1 月 2 8 日まで

監査委員監査 令和 4 年 1 1 月 2 8 日

第 4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第 5 監査等の結果

補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

第 6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 センターの概要

1 目 的

センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

2 事 業

- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高齢者の就業に関する調査及び研究
- (3) 高齢者に対する就業相談の実施
- (4) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供
- (5) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施
- (6) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 組 織

センターは、理事長1人、常務理事兼事務局長1人、理事8人、監事2人、事務局次長1人、事務局10人をもって構成されています。

（令和4年 3月31日現在）

社会福祉法人宝塚さざんか福祉会

第1 監査の種類

財政援助団体監査

第2 監査の対象

主に令和3年度における社会福祉法人宝塚さざんか福祉会（以下「宝塚さざんか福祉会」という。）に対する市の補助金に係る出納その他の事務の執行

〔宝塚さざんか福祉会補助金〕

宝塚さざんか福祉会が設置・運営する以下の2施設の建設費用のうち、宝塚さざんか福祉会が独立行政法人福祉医療機構と市中銀行から借り入れた借入金償還金額分を補助するものです。

宝塚けやきの里建設費償還補助金	1,400,000円
かしの木工房こはま建設費償還補助金	3,112,092円

第3 監査の期間

事務局監査 令和4年10月 3日から令和4年11月28日まで

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査の結果

補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第 7 団体の概要

1 目的

宝塚さざんか福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

2 事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

ア 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 障害者福祉サービス事業の経営

イ 相談支援事業の経営

ウ 移動支援事業の経営

エ 日中一時支援事業の経営

オ 老人居宅介護等事業の経営

3 組織

理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 4 人、監事 2 人、部長 3 人（うち 2 人は理事が兼務）及び支援員等 211 人で構成されています。

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

特定非営利活動法人あ・ぷり 特定非営利活動法人アズイット

第 1 監査等の種類

財政援助団体監査

第 2 監査等の対象

主に令和 3 年度における特定非営利活動法人あ・ぷり（以下「あ・ぷり」という。）、
特定非営利活動法人アズイット（以下「アズイット」という。）に対する市の補助
金に係る出納その他の事務の執行

〔地域活動支援センター補助金〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定す
る地域活動支援センターを設置し、障害者にサービスを提供する者に対し、
その経費の一部を補助するものです。

あ・ぷり

（地域活動支援センター さんきゅう） 7,775,000円

アズイット

（地域活動支援センター ザイン） 7,050,000円

第 3 監査等の期間

事務局監査 令和 4 年 1 0 月 3 日から令和 4 年 1 1 月 2 8 日まで

監査委員監査 令和 4 年 1 1 月 2 8 日

第 4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金が目的に沿って適正かつ効果的に執行
されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、
あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとと
もに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第 5 監査等の結果

補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されて
いると認められました。

なお、第 6 で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてくださ
い。

第6 指摘・意見

【意見】

《あ・ぷり》

1 地域活動支援センター等事業補助金の特例措置について

本市では、地域活動支援センター及び小規模通所援護事業所（以下「センター及び事業所」という。）を設置し、障害者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部の補助を行っています。

補助金の算定に当たっては、事業費に利用人数を加味して算出しますが、コロナ禍における特例措置として、令和2年4月13日付け障害福祉課長通知「緊急事態宣言に伴う令和2年度地域活動支援センター・小規模通所援護事業補助事業に関する特例について」が各センター及び事業所の代表者に向けて発出されました。特例内容としては、「特例適用期間中の居宅訪問や電話等で利用者の健康管理や相談支援など、可能な範囲で支援の提供を行った場合（以下「電話連絡等」という。）、利用日とすることを可能」とするものです。令和3年3月26日には上記通知の変更が行われ、「電話連絡について、作業の進捗状況の確認や作業時の体調管理等の支援等、具体的な支援の実施を求める。体調確認のみの電話連絡は日数算定できない。」旨が示されています。なお、特例制度は厚生労働省からの通知が根拠となっており、その通知には「施設の職員が訪問や電話等によるできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。」とあります。

電話連絡等による代替支援が適正に行われているか、所管課は事業者から提出される記録で確認していますが、記録は事業者が作成した様式に記載されており、内容は全ての利用者について、同様の文言が1行程度記載されているだけであり、所管課はどのように「できる限りの支援の提供を行った」と判断したのか疑問が残ります。

サービス利用者の状況に応じて行われた代替支援の内容が具体的に確認でき、事業者が適正な代替支援を行ったか所管課が判断できるよう、統一した報告様式の作成とともに判断基準の明確化について検討してください。

2 補助金所要額の算出方法について

宝塚市地域活動支援センター等事業実施及び補助金交付要綱では、「補助対象経費」として建物賃借料等の使用料を含んでいますが、補助金所要額の算定に当たり、「その他の加算」として、建物・施設及び駐車場使用料を上乗せ補助の名目で加算し、補助金を支出しています。

「補助対象経費」に含まれる経費について、「その他の加算」として加算している理由について所管課に確認したところ、「施設運営の実態に即した補助とするため、上乗せ補助として加算している。」旨の説明を受けました。

施設運営の実態に即した補助とするためという理由は一定理解できますが、真に実態と乖離が生じている経費があるのであれば、その経費について上乗せ補助を行うべきであり、既に「補助対象経費」となっている建物・施設及び駐車場使用料について、「その他の加算」として加算することには疑問が残ります。

補助金所要額の算定に当たっては、その内訳、根拠について明確に説明できる制度とするよう努めてください。

第7 各団体の概要

1 あ・ぷり

(1) 目的

あ・ぷりは、障害を持つ人々、児童、高齢者等はもちろんのこと、その家族および近隣地域の青少年を含めた地域住民に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業活動とともに、相互互助の精神のもと、自らの社会参加を促す地域コミュニティ作りの推進及び地域の方々との連携を図ることにより、その地域でごく普通の暮らしを営むことができる地域社会の実現を図ることを目的としています。

(2) 事業

あ・ぷりは、上記の目的を達成するため、次に掲げる事業を行っています。

ア 特定非営利活動に係る事業

(ア) 障害福祉サービス事業

(イ) 地域生活支援事業

(ウ) 指定居宅サービス事業

(エ) 障害児通所支援事業

(オ) 移動困難者等に対する福祉有償運送事業

(カ) 障害を持つ人々、児童、高齢者等、その家族および近隣地域の青少年を含めた地域住民への生活支援、生活相談および計画相談事業

(キ) 地域福祉に関する普及・啓発、調査研究・情報提供事業

イ その他の事業

(ア) 生花、園芸植物、園芸資料および園芸用品の販売事業

(イ) ユニホーム類の企画、製造および販売事業

(3) 組織

理事長1人、副理事長1人、理事1人、監事1人及び指導員等7人で構成されています。

(令和4年 3月31日現在)

2 アズビット

(1) 目的

アズビットは、障害者（発達障害者含む）に対して、生活支援、社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の推進と全ての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 事業

アズイットは、目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行っています。

- ア 関係法規に基づく障害福祉サービス事業
- イ 関係法規に基づく地域生活支援事業
- ウ 障害者、家族及び支援者に対する相談援助事業
- エ 地域社会に対する啓発活動事業
- オ ソーシャルサポートネットワーク推進事業
- カ 精神障害者の家族交流事業

(3) 組織

アズイットは、令和4年 3月31日に解散しています。